

令和元年9月27日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度9月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第1号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)
議案第29号	農業振興地域整備計画変更審議について	(2件)
議案第30号	農地法第3条許可申請書審議について	(7件)
議案第31号	農地法第5条許可申請書審議について	(8件)
議案第32号	農用地利用集積計画審議について	(18件)
議案第33号	非農地証明願出書審議について	(2件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 田原 嘉治	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 日高 格一	6番 池田 澄弘
7番 野元 政博	8番 横山 義晴	9番 迫 千穂子
10番 末永 義弘	11番 馬場 五男	
13番 東 芳男	14番 今村 壽久	15番 山口 義廣
16番 奥 和俊	17番 濱村 義美	18番 池畑 正治
19番 今屋 政市		

〈 欠席委員 〉 (1人)

12番 久木田 洋子

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20番 南 宏機	21番 <欠員>	22番 東峯 満	23番 松崎 秀樹
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧聞 隆男	27番 山下 浩二
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 有馬 修一	31番 上野 勉
32番 肥後 博	33番 西園 賢一郎	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	東 浩文
農地調整係長	元山 敏志	農業振興係	内 智富美

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度9月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、3番「楠 眞憲」委員と、4番「重水 賢治」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、報告第1号農地等の現況に係る報告審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。
なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
4番 報告第1号の番号1について報告いたします。
令和元年8月28日、私と副の日高委員は事務局職員と現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
現況地目は宅地です。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。
議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、報告第1号農地等の現況に係る報告審議を終わります。
次に、日程第3、議案第29号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の3頁をご覧ください。2件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1と番号2の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
7番 議案第29号の番号1について報告いたします。
令和元年9月25日、私と日吉地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 16番 議案第29号の番号2について報告いたします。

令和元年9月25日、私と東市来地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第29号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第29号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第4、議案第30号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 説明の前に、議案書の修正をお願いいたします。

資料6頁の番号3の日吉町日置字研石ヶ谷4821番1の1筆について、取下げの届け出がありましたので削除をお願いします。また、面積の合計が313㎡になりますので修正をお願いします。

それでは、資料の6頁をご覧ください。7件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は276㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,027㎡、作物は野菜、茶です。

なお、これは親子間の所有権移転です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は313㎡、作物は野菜です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は69,227㎡、作物は果樹です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は64,754㎡、作物はオリーブです。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は22,813㎡、作物は茶です。

番号7の権利種別は賃借権設定、権利取得後の経営面積は2,406㎡、作物は野菜です。

以上、計7件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第30号の番号1について報告いたします。

令和元年9月20日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第30号の番号2について報告いたします。

令和元年9月21日、私と副の南委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第30号の番号3について報告いたします。

令和元年9月25日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地と草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第30号の番号4について報告いたします。

令和元年9月23日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第30号の番号5について報告いたします。

令和元年9月24日、私と副の楠委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第30号の番号6について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の田原委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第30号の番号7について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の肥後委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第30号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第30号農地法第3条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第31号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。8件です。

番号1と番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、宅地拡張、権利種別は使用貸借権設定です。

番号4の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、法面、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、工場、駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号7の転用目的は、仮設事務所、駐車場、権利種別は使用貸借権設定です。

番号8の転用目的は、集合住宅、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は、農地以外の隣接地と一体利用し、事業計画全体面積が547.42㎡と一般住宅の転用事業妥当面積の概ね500㎡を超えますが、申請地南側が法面となっており、スロープの進入路を確保する必要があることから今回の申請面積となったものです。

また、番号3は、既存住宅の増築に伴う申請です。

番号4は、既存太陽光発電施設の法面保護工事に伴う申請です。

番号6は、事業計画面積の変更があったため、平成31年3月5日付けの許可を取り消し、改めて申請があったものです。

番号7は、一時的な利用に供する一時転用です。

番号8の申請地は湯之元第一地区土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積341㎡です。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第31号の番号1について報告いたします。

令和元年9月20日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第31号の番号2について報告いたします。

令和元年9月20日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の集団内の農地であるが、申請地の周囲50m以内に3戸以上あり、集落に接続して一般住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第31号の番号3について報告いたします。

令和元年9月21日、私と副の重水委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約3.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第31号の番号4について報告いたします。

令和元年9月24日、私と副の横山委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、鹿児島市役所松元支所から約490mに位置する農地であるので、第2種農地の500m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第31号の番号5について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の檜物委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第31号の番号6について報告いたします。

令和元年9月19日、私と正の久木田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、拡張に係る部分の敷地面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないので、第1種農地の既存施設の拡張と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第31号の番号7について報告いたします。

令和元年9月19日、私と正の久木田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められるので、第1種農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第31号の番号8について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第31号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第31号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第6、議案第32号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 所有権移転から説明いたします。資料の28頁です。

面積について、田はなし、畑は1,080㎡、計1,080㎡、利用権設定件数は1件です。

次に、貸借について説明いたします。資料の29頁から34頁です。

面積について、田は1,630㎡、畑18,189㎡、計19,819㎡、うち再設定面積は17,368㎡、利用権設定件数は17件、うち再設定件数は9件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第32号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第32号農用地利用集積計画審議の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第7、議案第33号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。2件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1と番号2は、20年以上経過した宅地です。

以上、計2件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

10番 議案第33号の番号1について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の横山委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第33号の番号2について報告いたします。

令和元年9月20日、私と副の肥後委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第33号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第33号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

すべての審議が終わりました。閉会のあいさつを会長代理お願いします。

2番 令和元年度9月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

3 番 (印)

4 番 (印)